

改正労働者派遣法に関する説明会を開催します

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が、第 189 回通常国会において、本年 9 月 11 日に成立し、9 月 30 日に施行となりました。

群馬労働局では、下記の日程で改正労働者派遣法に関する説明会を開催します。

派遣元事業所（派遣労働者を派遣する事業所）及び派遣先事業所（派遣労働者を受け入れる事業所）等のみなさまは、ぜひご参加ください。

記

| 日 | 時 | 対 象 |
|--------------|--|---|
| 【A日程】 | 平成27年11月18日（水） 14:00～16:00 (受付開始 13:15～) | 派遣元事業所 (事前にA日程の案内を受けた方) |
| 【B日程】 | 平成27年11月19日（木） 10:00～12:00 (受付開始 9:15～) | 派遣元事業所 (事前にB日程の案内を受けた方) |
| 【C日程】 | 平成27年11月19日（木） 14:00～16:00 (受付開始 13:15～) | 派遣先事業所 社会保険労務士 派遣元事業所（A又はB日程に参加できない方） |

【 会 場 】

- 伊勢崎市境総合文化センター 大ホール：群馬県伊勢崎市境木島818

【派遣元事業所のみなさまへ】

会場の都合上、県内の派遣元事業所のみなさまには、許可（届出）番号により、A又はB日程での説明会を指定させていただきましたが、指定した日時にご都合がつかない場合には、別紙「改正労働者派遣法に関する説明会参加者名簿（C日程）」をご持参のうえ、ご参加ください。

【派遣先事業所、社会保険労務士等のみなさまへ】

派遣先事業所及び社会保険労務士等のみなさまにつきましては、C日程でのご参加をお願いいたします。

参加を希望される場合は、別紙「改正労働者派遣法に関する説明会参加者名簿（C日程）」をご持参のうえ、ご参加ください。

【問い合わせ先】 群馬労働局 需給調整事業室
電話027-210-5105

別紙

改正労働者派遣法に関する説明会参加者名簿

【C日程：11月19日（木）14時から】

| | |
|-----------------------------|--|
| 事業所名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 (連絡のつくもの) | |
| 労働者派遣事業許可(届出)番号 (該当する場合) | |
| 参加者氏名 | |

※ 連絡等の都合上、もれなくご記入願います

◆当日会場に、この「参加者名簿」またはその写しを、必ずご持参下さい。

日頃の疑問点について、このワク内にご記入ください。

